**１．応募から事業終了までの流れ**

H27年度

**燃油価格高騰緊急対策事業(省エネ設備リース導入支援)の手引き**

省エネ設備リース導入支援事業の応募から事業完了までの流れは以下のとおりです。申請につきましては、**あらかじめお近くのJAまたは東京都農業再生協議会（以下、協議会）**にご相談ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **★１ 申請書の提出****（5月１５日締切）** |  | ・代表者は事業参加者の書類を取りまとめ、省エネルギー推進計画等必要な書類を作成して協議会へ申請してください。・提出していただいた書類は、協議会が記載事項を確認したのち、日本施設園芸協会に提出します。 |
| **↓** |  |  |
| **審　査****（6月中下旬）** |  | ・日本施設園芸協会において、申請した省エネルギー推進計画等の内容を審査します。 |
| **↓** |  |  |
| **承　認****（６月下旬）** |  | ・審査結果は日本施設園芸協会から協議会へ通知され、事業参加者については協議会が計画の承認を行います。 |
| **↓** |  |  |
| **★２　交付申請****（７月）** |  | ・承認された事業参加者は交付申請書類を提出してください。・提出していただいた書類は、協議会を通じて日本施設園芸協会に提出します。 |
| **↓** |  |  |
| **交付決定****（８月中旬）** |  | ・日本施設園芸協会から協議会を通じて、リース会社に交付決定を行います。（　注：原則、事業実施は交付決定後になります　） |
| **↓** |  |  |
| **事業実施****（8月下旬～翌年4月）** |  | ・省エネルギー推進計画に沿って、施設園芸省エネ設備リース導入支援事業（リース機器の設置）を進めてください。 |
| **↓** |  |  |
| **★３ 事業完了時の****報告****（完了時、事業年度末）** |  | ・事業（リース機器の設置）の全てが完了したら、事業資金の精算及び報告書を作成し、速やかに提出してください。 |
| **↓** |  |  |
| **補助金の額の確定、****精算払い** |  | ・日本施設園芸協会から協議会を通じてリース会社に補助金の確定額を通知するとともに、指定されたリース会社の口座に支払われます。 |
| **↓** |  |  |
| **★４ 事業実施状況の報告****（H28～30年8月中に****提出）** |  | ・各事業年度の実施状況の報告をします。 |
|  |  |  |
| **その他** |  | ・施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂版】による継続的な省エネ対策を実践してください。 |

**２．必要書類**

|  |
| --- |
| ★**１ 申請時** |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 | 備　考 |
| 代表者 |  |  |
|  | 燃油価格高騰緊急対策事業実施計画及び省エネルギー推進計画の承認 | 別紙様式第1号 | 団体の印 |
|  | 別紙１：燃油価格高騰緊急対策事業実施計画書 | 別紙様式第1号　別紙１ | 添付資料：１．組織の会則（規約）、役員名簿（農業協同組合は省略可）２．事業参加者等の一覧 |
|  | 別紙２：省エネルギー推進計画 | 別紙様式第1号別紙２ |   |
| 個々の事業参加者 |  |  |
|  | 省エネルギー取組計画 | 別紙様式第2号 |  |
|  | 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画承認申請書 | 別紙様式第5号 |  |
|  | 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書 | 別紙様式第5号添付 |  |
| リース導入支援事業実施計画書の添付資料　 |  |  |
|  | リース事業者の直近の会計年度における財務諸表 |  | 直近のリース事業者の財務諸表 |
|  | 燃油使用量の「現在値」の確認資料（根拠となる資料） |  | 納品書等（加温期間内の燃油使用量がわかるもの） |
|  | 燃油使用量の「事業年度予定量」欄の算出根拠とした資料 | 省エネ試算ツール | 燃油削減量がわかるもの（省エネ試算ツール、メーカーカタログや公的試験研究機関による実証データ等により試算したもの） |
|  | 「受益農家」であることが確認できる資料 |  | 青色申告書、各市町村から発行している証明書等 |
|  | 「設置場所の状況」を確認できる資料（農業振興地域内又は生産緑地地区内にあることを確認できる資料） |  | 市町村が発行する証明書や農業振興地域が記された地図等 |
|  | 複数の販売会社等の見積書の写し（2者以上） |  | 経費の内訳がわかるもの |
|  | 設備を導入する温室の内部及び外観を写した写真（3か月以内） |  | 設備を導入する全ての温室内部、外観の写真 |
|  | 設備を導入する全温室の敷設場所概略図 |  |  |
|  | 設備の詳細配置図 |  |  |
|  | 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート |  | 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂版】 |
|  | ※「その他の設備」を導入予定の場合はその他必要な書類あり |  | 経験のある公的研究機関の比較試験による当該設備の暖房効率、燃油削減効果、コスト回収期間、収量や品質への影響等がわかるデータ（導入地域における加温時期連続おおむね３ヶ月以上）。導入する設備の販売メーカーの販売実績資料、導入設備のカタログ。 |

|  |
| --- |
| **★２　交付申請** |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 | 備　考 |
|  | 平成○○事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業交付申請書 | 別紙様式第6号 |  |

|  |
| --- |
| **★３ 事業完了時の報告** |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 | 備　考 |
|  | 平成○○事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業　実績報告書兼補助金請求書 | 別紙様式第7号 | ・添付書類：リース契約書、借受書の写し、リース物件の購入価格を証明する書類、導入後のリース物件の写真　・事業の実績が交付申請時の内容と同様の場合、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨を加筆すること。・軽微な変更があった場合は、交付決定を受けたリース事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること |

|  |
| --- |
| **★４ 事業実施状況の報告** |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 | 備　考 |
|  | 燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書 | 別紙様式第3号 |  |
|  | 平成○○事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施状況報告書 | 別紙様式第9号 |  |

* 関係書類（実施計画承認申請書、交付申請書、実績報告兼補助金請求書等）に使用する印鑑は同一の印鑑を使用してください。

**３．省エネルギー推進計画**

近年、燃油価格の高水準により施設園芸農業者の継続的な経営が困難となっております。燃油高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図ることを目的として、国は省エネルギー推進計画を策定し燃油使用量の15％以上の削減に取り組む産地に対して、省エネ設備の導入を支援します。

省エネルギー推進計画とは燃油価格に影響を受けにくい経営構造へ転換するための計画で、**燃油使用量を１５％以上削減**する目標と目標達成に向けた取組手段を設定します。承認された計画について、国は燃油価格高騰緊急対策において支援を行います。対象期間は原則として３年間（H27.5~H30.4）です。

**４．注意事項**

①『施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改訂版】』及び『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂版】』を活用した燃油使用量削減（必須）

（チェックシートの実践により、１０％の削減）

チェックシートは本計画に参画する温室毎に記入してください。温室の入り口に張るなどして、継続的な省エネ対策を実践してください。

1. 事業の申し込み条件

（１）野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む農業者が３戸以上集まった組織であること（具体的には農業協同組合等）

（２）構成員が施設園芸を営んでいることを書面等により確認できること。

（３）省エネルギー推進計画を定め、燃油使用量を１５%以上削減する目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。

（４）農業協同組合等以外の任意組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

※　農業振興地域内又は生産緑地地区内である必要があります。

1. 交付決定後に次に掲げる事業計画の変更について

交付決定後に次に掲げる事業計画の変更を行う場合は、リース事業実施主体は協議会の承認を受けてください（業務方法書　第１４条２項）。

ア　事業の中止又は廃止、イ　リース事業実施主体又は設置場所の変更、ウ　事業実施期間の大幅な変更、エ　事業量の３０％を超える増減、オ　事業費の３０％を超える増又は協議会からの補助金の増、カ　事業費又は協議会からの補助金の３０％を超える減

1. リース契約期間中の解約について

本事業の対象となるリース契約におけるリース期間は４年から７年となっています。**設備導入後、リース期間中に健康上の理由等で営農を続けられなくなった場合、リース契約から４年を経過しない間の経営の中止等にあっては、補助金返還を求めざるを得ない場合もあります。したがって、当該農業者の親族等に営農を継続してもらうなどして、リース契約の解約が生じないようにしてください。**

⑤　その他（業務方法書　第４章第３６条）

－業務方法書抜粋－

（留意事項）

第３６条　緊急対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

（１）農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、支援対象者及び事業参加者等は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入に努めるものとする。

（２）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、支援対象者は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年３月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成７年10月23日付け７食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

（３）セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する支援対象者及び事業参加者等は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

**◆リース会社の方へ・・・　帳簿の備付けをしてください（業務方法書　第４章第３５条１項）。**

　支援対象者は、緊急対策に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、補助金又は補填金の交付を受けた会計年度の翌年度から５年間保存してください。